

入間市分別収集計画



令和7年9月

目 次

1	計画策定の意義	・・・ 1
2	基本的方向	・・・ 1
3	計画期間	・・・ 1
4	対象品目	・・・ 2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	・・・ 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	・・・ 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	・・・ 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	・・・ 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	・・・ 6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	・・・ 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	・・・ 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	・・・ 8

入 間 市 分 別 収 集 計 画

令和7年9月1日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当市の廃棄物処理施設である総合クリーンセンターは建設から29年余りが過ぎており、機械等の点検・整備や施設の修繕・改修工事により安全・安心な施設運営管理に取り組んでいる。また、最終処分場の閉鎖予定時期が令和10年度となっていることから、その後は焼却灰や残渣物のリサイクルを進めると同時に、リサイクル費用が高騰しているため、残渣物等の発生量そのものの抑制を図るための施策を展開しなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体になって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 生産者、販売業者、消費者の理解と協力を得ながら、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進していく。
- (2) 地域の集団資源回収やリサイクル品の販売を通じて、ごみに関する意識の向上を図る。
- (3) 効率的な分別収集、中間処理及び最終処分に係る調査・研究、情報収集・提供を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色）、飲料用紙製容器、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	10,185t	10,105t	10,019t	9,929t	9,835t
内訳					
金属缶					
スチール缶	178t	177t	175t	174t	172t
アルミ缶	357t	354t	351t	348t	344t
ガラスびん					
無色ガラス	511t	507t	503t	498t	494t
茶色ガラス	260t	258t	255t	253t	251t
その他ガラス	8t	8t	8t	8t	8t
紙製の容器包装					
飲料用紙パック	235t	234t	232t	229t	227t
ダンボール	2,045t	2,029t	2,012t	1,994t	1,975t
その他の紙製容器包装	1,469t	1,457t	1,445t	1,432t	1,419t
プラスチック製の容器包装					
ペットボトル	836t	829t	822t	815t	807t
白色トレイ	114t	113t	112t	111t	110t
プラスチック製容器包装	4,172t	4,139t	4,104t	4,067t	4,028t
製品プラスチック	255t	253t	251t	248t	246t

※人口の将来予測及びごみの排出量実績に基づき将来のごみ排出量を予測し、その量に策定の手引き表2-3-1における人口10万人台の市の品目ごとの容器包装廃棄物の比率の平均値を乗じて算出した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するため、以下の方策を実施する。

①入間市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に規定された審議会で、今後のごみ処理全般に関し当市の方向性を検討する。その中で、容器包装廃棄物の排出抑制、分別、資源化等を具現化していく。併せてごみ収集有料化等も検討。

②入間市資源再利用奨励補助金交付制度

市登録の181団体（令和7年4月1日現在）により、年間約1,200トンの廃棄物（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維、金属、生きびん）が市民の自主的な活動により資源化されている。今後もこれらの活動を継続的に支援していく。

③リサイクルプラザの活用

平成11年度に開設したリサイクルプラザにおいて、廃棄物の減量化、資源化について市民への啓発、調査研究を行う。また各種ボランティアグループの育成を図る。

マイバック運動や「ひとり1日100gのごみ減量」運動のさらなる推進を図る。

④減量説明会・出前講座

ごみの処理の現状を紹介した上で、減量・リサイクルなどの3Rについて、一層取り組んでもらうよう、自治会や各種グループに対して職員が出向き説明を行う。

⑤施設見学の受け入れ

総合クリーンセンター及びリサイクルプラザには、年間約1,300人の人々が施設見学等に来場する。このような機会をとらえ、各家庭でのごみの減量化、分別、出し方について啓発していく。

⑥分別の徹底

約2千数百品目にわたるごみの分別やごみの分け方・出し方をまとめた冊子「ごみチャンネル」を作成・配布するとともに、ごみ分別アプリの活用を推進することで、分別意識の高揚を図る。

⑦簡易包装の推進

市民、商業者等により「簡易包装・マイバック推進キャンペーン」を実施する。簡易包装の商品購入やマイバック持参、リサイクル品の販売等を行いごみの排出抑制、減量化について啓発運動を展開する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の閉鎖時期、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、入間市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源ごみ [缶] (飲料缶・果物缶のみ、 それ以外は不燃ごみ)
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	資源ごみ [ビン] (ビン以外のガラス製 容器は不燃ごみ)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源ごみ [紙パック]
主としてダンボール製の容器	資源ごみ [ダンボール]
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ [ペットボトル]
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ [プラスチック・ビニール類] (製品プラスチックを一括回収)
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	40t		39t		39t		39t		38t	
主としてアルミ製の容器	214t		212t		211t		209t		206t	
無色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	62t		62t		61t		61t		60t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	62t	0t	62t	0t	61t	0t	61t	0t	60t
茶色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	143t		142t		141t		139t		138t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	143t	0t	142t	0t	141t	0t	139t	0t	138t	0t
その他のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	532t		527t		523t		518t		513t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	532t	0t	527t	0t	523t	0t	518t	0t	513t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	19t		19t		19t		18t		18t	
主として段ボール製の容器	937t		931t		923t		915t		905t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	475t		472t		468t		463t		459t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	475t	0t	472t	0t	468t	0t	463t	0t	459t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	2102t		2086t		2068t		2050t		2030t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2102t	0t	2086t	0t	2068t	0t	2050t	0t	2030t	0t
(うち白色トレイ)	合計		合計		合計		合計		合計	
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
製品プラスチック	合計		合計		合計		合計		合計	
	255t		253t		251t		248t		246t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	255t	0t	253t	0t	251t	0t	248t	0t	246t	0t

※その他の色のガラス製容器は、混合カレット処理量として推計

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
142,124人	141,007人	139,829人	138,569人	137,249人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.47%	99.21%	99.16%	99.10%	99.05%

※「入間市人口ビジョン2015」人口シミュレーション表(令和2年3月トレンド時点修正追加)から引用

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制で行う。缶、びん、古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）、ペットボトル等は資源ごみとして分別収集を実施している。

その他のプラスチック製容器包装(白色トレイ含む)及び製品プラスチックについては、現在、中間処理の民間委託等を考慮し、法に従った処理を行っている。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源ごみ/缶類 [飲料缶・果物缶]	委託業者 による 定期収集	市
	アルミ製容器	不燃ごみ [その他の缶]		
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ/ビン		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源ごみ/紙パック		民間業者
	ダンボール	資源ごみ/ダンボール		
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ/ペットボトル	民間業者(選別) 市(保管)	
	白色発泡スチロールトレイ製 食品トレイ及びその他のプラ スチック製容器包装	資源ごみ/プラスチック・ビニール類	民間業者	
	製品プラスチック			

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当市では、缶（スチール、アルミ）、ビン（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）は、総合クリーンセンター内で選別処理等を行う。紙（紙パック、ダンボール）については、収集後、直接業者に売却する。ペットボトルについては、収集後、宮寺清掃センターを保管場所として、搬出する。プラスチック・ビニール類については、収集後の中間処理を民間業者に委託する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製容器	資源ごみ/缶 [飲料缶・果物缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	A
		不燃ごみ [その他の缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	B
	アルミ製容器	資源ごみ/缶 [飲料缶・くだもの缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	A
		不燃ごみ [その他の缶]	無色透明袋	塵芥車・2 t	B
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ/ビン	無色透明袋	平ボディ車・2 t	C
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	資源ごみ/紙パック	紐で縛る	平ボディ車・2 t	D
	ダンボール	資源ごみ/ダンボール	紐で縛る	平ボディ車・2 t	D
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ/ペットボトル	無色透明袋	塵芥車・2 t	E
	白色発泡スチロールトレイ製食品トレイ及びその他のプラスチック製容器包装	資源ごみ/プラスチック・ビニール類	無色透明袋	塵芥車・2 t	F
	製品プラスチック				

	中間処理
A	<p>総合クリーンセンター</p> <p>○空缶処理施設 能力 5 t / 5 h</p> <p>受入ホッパー ⇒ 破袋 ⇒ 磁力選別 ⇒ アルミ選別 ⇒ 圧縮成型 ⇒ 保管 ⇒ 搬出</p>
B	<p>総合クリーンセンター</p> <p>○不燃ごみ処理施設 能力 40 t / 5 h (粗大ごみ併用)</p> <p>受入ホッパー ⇒ 破袋 ⇒ 手選別 ⇒ 破砕 ⇒ 磁力選別 ⇒ 粒度選別 ⇒ アルミ選別 ⇒ 圧縮成型 ⇒ 保管 ⇒ 搬出</p>
C	<p>総合クリーンセンター</p> <p>○空ビン処理施設 能力 12 t / 5 h</p> <p>受入ホッパー ⇒ 手選別 ⇒ 破砕 ⇒ バンカ保管 ⇒ 搬出</p>
D	直接売却
E	<p>宮寺清掃センター</p> <p>○保管選別施設</p> <p>ストックヤード受入 ⇒ 手選別 ⇒ 圧縮梱包 ⇒ 保管 ⇒ 搬出</p>
F	<p>保管場所 (民間業者)</p> <p>○保管施設</p> <p>ストックヤード受入 ⇒ 手選別 ⇒ 圧縮梱包 ⇒ 保管 ⇒ 搬出</p>

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 入間市分別収集計画は、令和2年度に策定した一般廃棄物処理基本計画(令和3年度～17年度の15年間)に基づき適正な処理を行い、実情等の動向を注視しながら計画を実行していく。

(2) 容器包装廃棄物に着目したごみ質分析等を行い、分別の状況を的確に分析し、発生量の把握及び分別精度向上の基礎資料とする。